

(別紙3)

早期不妊検査費助成事業 医療機関向けQ&A

令和8年9月24日
千葉県健康福祉部子育て支援課

目次

証明書作成の基本・・・・・・・・・・	2
助成対象となる医療機関・検査・・・	2
対象期間・年齢要件・・・・・・・・・・	3
費用・領収書・文書料・・・・・・・・	4
受診者への案内・問い合わせ・・・	4

番号	質問	回答
証明書作成の基本		
1	医療機関が行う主な事務は何か。	受診者が市町村へ助成申請を行う際に必要となる、早期不妊検査実施証明書を作成することです。医療機関が助成の可否や助成額を決定するものではありません。
2	早期不妊検査実施証明書には、何を記載するのか。	自院で実施した不妊検査について、対象者、検査期間、検査内容及び受診者の負担（領収）額等を記載してください。
3	夫婦が別々の医療機関で検査を受けた場合、証明書はどのように作成するのか。	それぞれの医療機関が、自院で実施した検査について証明書を作成してください。夫婦が同じ医療機関で検査を受けている必要はありません。
4	夫婦の一方のみの検査を自院で実施した場合、証明書を作成してよいか。	作成して差し支えありません。ただし、本事業の助成を受けるには、夫婦双方が助成対象となる不妊検査を受けている必要があります。夫婦のもう一方が別の医療機関で検査を受けている場合は、その医療機関の証明書も必要となります。
5	証明書の検査期間は、どのように記載するのか。	自院で実施した、医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査について、最初に検査を実施した日から、証明書に記載する検査のうち最後に検査を実施した日までを記載してください。
6	不妊検査が継続中の場合でも、期間を区切って証明書を作成してよいか。	作成して差し支えありません。証明書作成時点までに実施した助成対象となる不妊検査について、期間を区切って記載してください。検査期間の終期には、証明書に記載する検査のうち最後に検査を実施した日を記載してください。
7	証明書の記載を訂正する場合、どのように対応すればよいか。	医療機関の通常の文書訂正の取扱いに従い、訂正内容が分かるように対応してください。市町村から確認又は再発行の依頼があった場合は、診療録等に基づき対応してください。
助成対象となる医療機関・検査		
8	助成対象となる医療機関について、県又は市町村の指定や契約は必要か。	指定や契約は必要ありません。ただし、不妊に関する治療又は検査を保険診療として実施している保険医療機関であることが必要です。

番号	質問	回答
9	県外の医療機関で実施した検査も、助成対象となるか。	対象となります。ただし、不妊に関する治療又は検査を保険診療として実施している保険医療機関であることが必要です。
10	どのような検査を証明書に記載できるか。	医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査を記載できます。
11	保険適用外の検査も、証明書に記載できるか。	保険の適用の有無を問わず記載できます。ただし、医師が不妊症の診断のために必要と認める検査であることが必要です。
12	いわゆるブライダルチェックとして実施した検査は、証明書に記載できるか。	「ブライダルチェック」という名称のみで一律に判断するものではありません。実施した検査のうち、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査に該当するものは、証明書に記載できます。
13	既に不妊症と診断されている受診者について、その後の検査を証明書に記載できるか。	不妊症の原因を特定するための検査は記載できます。一方、不妊の原因が既に特定されており、治療方針の決定のみを目的として行う検査は、不妊治療に係る検査であるため、助成対象経費として記載できません。
14	治療と検査を並行して行った場合、どこまでを証明書に記載するのか。	証明書には、助成対象となる不妊検査に係る受診者の負担（領収）額を記載してください。不妊治療そのものに係る費用や、治療方針の決定のみを目的とする検査費用は、助成対象経費として記載できません。
15	証明書の「その他」欄には、どのような検査を記載できるか。	医師が不妊症の診断のために必要と認める検査を記載できます。様式に列挙された検査項目に該当しない場合でも、診断上必要な検査であれば、「その他」欄に具体的な検査名を記載してください。
対象期間・年齢要件		
16	令和8年10月1日より前に開始した検査は、証明書に記載できるか。	令和8年9月30日以前に実施した検査及びその費用は記載できません。ただし、同日以前から不妊検査や診療が継続している場合であっても、令和8年10月1日以後に実施した検査のうち、医師が不妊症の診断のために必要と認める検査については、証明書に記載できます。この場合、同日以後に最初に当該検査を実施した日を、検査期間の始期として記載してください。

番号	質問	回答
17	助成対象となる検査期間はどのように考えるのか。	夫婦それぞれの検査開始日のうち、いずれか早い日から起算して1年以内に受けた検査が対象です。検査が1年を超えて継続している場合は、当該期間内に実施した検査及びその費用のみを証明書に記載してください。
18	女性の年齢要件は、どの時点で判定するのか。	申請に係る不妊検査のうち、女性が受ける検査の開始日において、女性の年齢が43歳未満であることが必要です。証明書には、対象者の生年月日、年齢及び検査期間を正確に記載してください。
19	女性が43歳になる前に検査を開始し、その後に男性が別の検査を開始した場合、その検査も対象となるか。	女性が受ける検査の開始日において、女性の年齢が43歳未満であれば、対象期間内に夫婦が受けた助成対象検査は対象となります。その後の検査開始時に女性が43歳以上であることのみを理由に、助成対象外とはなりません。
費用・領収書・文書料		
20	証明書には、どの金額を記載するのか。	領収額全体ではなく、助成対象となる不妊検査に係る受診者の負担(領収)額を記載してください。助成上限額の3万円に合わせて減額して記載する必要はありません。
21	領収書の金額と証明書の助成対象経費の金額が一致しない場合があるか。	あり得ます。領収書に、助成対象外の診療や治療に係る費用が含まれる場合は、証明書の助成対象経費の額と一致しないことがあります。
22	証明書の発行に係る文書料は、助成対象となるか。	助成対象となります。証明書の内訳欄に文書料として記載してください。
23	他の助成金を受けた検査費用は、証明書に記載してよいか。	他の制度による助成の対象となった費用は、本事業の助成対象となりません。受診者から他の助成の利用状況を確認できる場合は、その費用を助成対象経費に含めないよう注意してください。最終的な確認は申請先の市町村が行います。
受診者への案内・問い合わせ		
24	受診者から助成対象になるか聞かれた場合、どのように案内すればよいか。	医療機関では、実施した検査内容や証明書の記載内容について説明してください。住所要件、婚姻関係、過去の助成歴、申請期限、助成額などを含む最終的な助成可否は市町村が審査するため、申請先の市町村に確認するよう案内してください。

番号	質問	回答
25	受診者は、どこに申請するのか。	申請時に、夫婦の双方又はいずれか一方が住民基本台帳に記録されている、事業実施市町村に申請します。具体的な受付開始時期、申請期限、提出方法は市町村により異なる場合があります。
26	啓発動画の視聴確認やキーワード確認は、医療機関で行う必要があるか。	必要ありません。啓発動画の視聴確認は、動画内に表示される5文字のキーワードを申請書に記入してもらうことにより、市町村が確認します。
27	電子申請の場合、証明書や領収書の取扱いはどうなるか。	電子申請の場合、書類を撮影又はスキャンしたデータを提出します。受診者から提出方法について相談があった場合は、申請先市町村の案内に従うよう伝えてください。
28	医療機関から制度内容について問い合わせる場合は、どこに確認すればよいのか。	個別の申請、審査、提出書類の取扱いについては、原則として申請先となる市町村に確認してください。制度全体や県実施要綱に関する事項については、千葉県健康福祉部子育て支援課 母子保健班(TEL:043-223-2332)に確認してください。